

労働保険事務委託事業主のための

労働保険申告の手引き

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付と、前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付の手続（「**年度更新**」という。）が必要です。

この**年度更新**の手続は、例年6月1日から7月10日までの間に行います。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

この手引きは、労働保険事務組合に事務を委託する事業主の皆様を対象に、年度更新にあたって作成いただく**労働保険料算定基礎賃金等の報告**にかかる留意点等をまとめたものです。

労働保険料算定基礎賃金等の報告の労働保険事務組合への提出方法等年度更新の手続き詳細については、委託先労働保険事務組合にお問い合わせください。

宮城労働局総務部労働保険徴収課

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎7階

TEL.022-299-8842 FAX.022-299-8836

R5.3 作成

○労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての労働者が対象です。	雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等名称や雇用形態にかかわらず、次の条件を満たす者は原則として雇用保険の対象（被保険者）となります。 ①1週間の所定労働時間が20時間以上 ②31日以上の雇用見込みがある場合
法人の役員〔取締役〕	原則として労災保険の対象となりません。ただし、「業務執行権を有する事業主等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者」は、原則として労働者として取り扱います。 ※保険料の対象となるのは「労働者としての賃金」部分のみ。	原則として被保険者となりません。ただし、「部長、支店長など従業員の身分があり、服務態様、賃金等の面からみても労働者と確認できる者（注）」は被保険者となります。 ※保険料の対象となるのは「労働者としての賃金」部分のみ。
事業主と同居する親族	原則として対象となりません。ただし、次の条件を満たす者は労働者として取り扱います。 ①事業主の指揮命令に従っていることが書類（賃金台帳、出勤簿など）で確認できる ②他の労働者と同様に扱われている（賃金体系、勤怠管理など）	原則として被保険者となりません。ただし、左記と同様の条件を満たす者は被保険者となる場合があります。（注）
出向労働者	出向労働者が出向先事業の組織に組み入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し、 <u>出向先の対象労働者</u> として適用します。	出向元と出向先の2つに雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するため、 <u>その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ、被保険者となります。</u>
派遣労働者	派遣元：原則として、すべての労働者を対象労働者として適用します。 派遣先：原則として手続の必要はありません。	派遣元：次の要件をすべて満たしていれば、被保険者として含めます。 ①1週間の所定労働時間が20時間以上 ②31日以上の雇用見込みあり 派遣先：原則として手続の必要はありません。
日雇労働者	すべて労災保険の対象となります。	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者（臨時、内職的な場合を除く）は日雇労働被保険者となります。

（注）ハローワークに「兼務役員雇用実態証明書」、「同居の親族雇用実態証明書」が提出され、

資格取得要件が満たされていることが確認された場合に被保険者となります。

○労働保険対象賃金の範囲

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者に対して賃金、手当、賞与、その他名称の如何を問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金、その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険料算定期間中（4月1日～3月31日）に支払いが確定した賃金は、期間中に実際に支払われなくても、算入してください。

賃金とするもの	基本賃金	時間給、日給、月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金
	賞与	夏季・年末などに支払うボーナス
	通勤手当	課税分、非課税分を問わない
	定期券・回数券	通勤のために支払う現物給与
	超過勤務手当、深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等
	扶養（子供、家族）手当	労働者本人以外の者について支払う手当
	技能（特殊作業、教育）手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当
	調整手当	配置転換・初任給等の調整手当
	地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等
	住宅手当	家賃補助のために支払う手当
	奨励手当	精勤手当・皆勤手当等
	物価手当（生活補給金）	家計補助の目的で支払う手当
	休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責めに帰すべき事由により支払う手当
	宿直・日直手当	宿直・日直等の手当
	雇用保険料、社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合
	昇給差額	離職後に支払われた場合で、在職中に支払いが確定したものと含む
	前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む
	その他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づきさかのぼって支払われる場合の給与

賃金としないもの	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
	結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、勤続褒賞金、退職金等	就業規則・労働協約等の定めの有無を問わない
	出張旅費、宿泊費	実費弁償と考えられるもの
	工具手当、寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの 法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの

賃金としないもの	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
	財産形成貯蓄等のため 事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄率を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持ち株奨励金等）
	会社が全額負担する 生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
	持ち家奨励金	労働者が持ち家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
	住宅の貸与を受ける利益 (福利厚生施設として認められるもの)	注：住宅を貸与されない者全員に対し（住宅）均衡手当を支給している場合は貸与の利益が賃金となる場合がある

○一般拠出金について

「一般拠出金」とは、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づき、すべての労災保険適用事業主に負担いただくものです（特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は対象外）。労働保険の確定保険料の申告の際にあわせて申告・納付します。賃金総額に一般拠出金率（0.02／1000）を乗じて算定します（1円未満切り捨て）。

○中小事業主等特別加入制度について

労災保険は本来、労働者の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などから特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人に、特別に任意加入を認めています。これが特別加入制度です。

<中小事業主等特別加入者の範囲>

常時使用労働者数300人以下（金融業・保険業・不動産業・小売業は50人以下。卸売業、サービス業は100人以下）の事業主及び労働者以外で事業主の事業に従事する人

<加入の一般要件>

中小事業主等が特別加入するためには、以下の要件を満たし、都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

- ・雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ・労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

<特別加入保険料>

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。給付基礎日額（3,500円～25,000円）は保険料や休業給付など給付額を算定する基礎となるものです。

○労災保険率適用事業細目表（抜粋）

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	(単位は 1/1000) 労災保険率
林業	02 又は 03	林業	A 木材伐出業 0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業 B その他の林業 0301 植林若しくは造林の事業又はこれらに付隨する事業 0302 竹の伐出業 0304 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付隨する搬出の事業 0303 その他の各種林業	60
漁業	11	海面漁業((12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1101 海面において行う水産動物(貝類を除く。)の採捕の事業	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1201 海面において定置網を用いて行う漁業 1202 海面において行う魚類の養殖の事業	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業((23)石灰石鉱業又はドマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	2101 金属鉱業 2102 非金属鉱業 2103 無煙炭鉱業 2104 れき青炭鉱業 2105 その他の石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドマイト鉱業	2301 石灰石鉱業又はドマイト鉱業	16
	24	原油又は天然ガス鉱業	2401 原油鉱業 2402 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業	2.5
	25	採石業	2501 花こう岩、せん綠岩、斑櫻岩、かんらん岩、斑岩、玢岩、輝綠岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、礫岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎょう灰岩、片麻岩、蛇紋岩、結晶片岩、ペントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母又はひる石の採取業 2502 その他の岩石又は粘土等の採取業	49
	26	その他の鉱業	2601 砂鉱業 2602 石炭選別業 2603 亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。) 2604 砂利、砂等の採取業	26
建設事業	31	水力発電施設、隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業	62
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業	11
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、パラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展庄又は芝張りの事業	9
	34	鉄道又は軌道新設	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業	9

		業	3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業	
35	建設事業((38) 既設建築物設備工事業を除く。)		<p>次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業</p> <p>3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業</p> <p>3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業</p> <p>3503 橋りよう建設事業</p> <p>　イ 一般橋りようの建設事業</p> <p>　ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業</p> <p>　ハ 跨線道路橋の建設事業</p> <p>　ニ さん橋の建設事業</p> <p>3504 建築物の新設に伴う設備工事業</p> <p>　イ 電話の設備工事業</p> <p>　ロ 給水、給湯等の設備工事業</p> <p>　ハ 衛生、消火等の設備工事業</p> <p>　ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業</p> <p>　ホ 工作物の塗装工事業</p> <p>　ヘ その他の設備工事業</p> <p>3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業</p> <p>3508 送電線路又は配電線路の建設(埋設を除く。)の事業</p> <p>3505 工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業</p> <p>3506 その他の建築事業</p> <p>　イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業</p> <p>　ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業</p> <p>　ハ 鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。)の建設事業</p> <p>　ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業</p> <p>　ホ やぐら、鳥居、広告塔、タク等の建設事業</p> <p>　ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業</p> <p>　ト 爐の建設事業</p> <p>　チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業</p> <p>　リ 信号機の建設事業</p> <p>　ヌ その他の各種建築事業</p>	9.5
38	既設建築物設備工事業		<p>3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業</p> <p>　イ 電話の設備工事業</p> <p>　ロ 給水、給湯等の設備工事業</p> <p>　ハ 衛生、消火等の設備工事業</p> <p>　ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事</p>	12

		<p>業</p> <p>ホ 工作物の塗装工事業</p> <p>ヘ その他の設備工事業</p> <p>3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業</p> <p>3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の中装工事業</p>		
36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	<p>次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業</p> <p>3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業</p> <p>3602 索道建設事業</p>	6.5	
37	その他の建設事業	<p>次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業</p> <p>3701 えん堤の建設事業</p> <p>3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業</p> <p>3703 道路の改修、復旧又は維持の事業</p> <p>3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業</p> <p>3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業</p> <p>3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業</p> <p>3707 貯水池、鉱毒沈澱池、7°ール等の建設事業</p> <p>3708 水門、樋門等の建設事業</p> <p>3709 砂防設備の建設事業</p> <p>3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業</p> <p>3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業</p> <p>3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業</p> <p>3719 造園の事業</p> <p>3713 地下に構築する各種タンクの建設事業</p> <p>3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業</p> <p>3715 さく井事業</p> <p>3716 工作物の解体事業</p> <p>3717 沈没物の引揚げ事業</p> <p>3718 その他の各種建設事業</p>	15	
製造業	41	食料品製造業	<p>4101 食料品製造業</p> <p>4112 たばこ等製造業</p>	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4201 繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	4401 木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	4501 パルプ又は紙製造業	6.5
	46	印刷又は製本業	4601 印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4701 化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	4801 ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業	18

	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4901 その他の窯業又は土石製品製造業	26
	50	金属精鍊業	5001 金属精鍊業	6.5
	51	非鉄金属精鍊業	5101 非鉄金属精鍊業	7
	52	金属材料品製造業((53)鑄物業を除く。)	5201 金属材料品製造業	5.5
	53	鑄物業	5301 鑄物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業((63)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55)めつき業を除く。)	5401 金属製品製造業又は金属加工業	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業((55)めつき業を除く。)	6301 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5
	55	めつき業	5501 めつき業	7
	56	機械器具製造業((57)電気機械器具製造業、(58)輸送用機械器具製造業、(59)船舶製造又は修理業及び(60)計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5601 機械器具製造業	5
	57	電気機械器具製造業	5701 電気機械器具製造業	2.5
	58	輸送用機械器具製造業((59)船舶製造又は修理業を除く。)	5801 輸送用機械器具製造業	4
	59	船舶製造又は修理業	5901 船舶製造又は修理業	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業((57)電気機械器具製造業を除く。)	6001 計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	61	その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業 6104 可塑物製品製造業(購入材料によるものに限る。) 6105 漆器製造業 6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業 6108 竹、籐又はきりゅう製品製造業 6109 わら類製品製造業 6110 くずゴム製品製造業 6115 塗装業 6116 その他の各種製造業	6.5
運輸業	71	交通運輸事業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業 7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業	4

		7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業 7105 船舶による旅客の運送事業 7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行なう事業 7106 その他の交通運輸事業		
72	貨物取扱事業	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業 7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業 7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業 7206 船舶による貨物の運送事業 7204 貨物の荷造り又はこん包の事業 7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業	9	
73	港湾貨物取扱事業 ((74)港湾荷役業を除く。)	7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業 7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業	9	
74	港湾荷役業	7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業 7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業	13	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	A 電気業水道又は熱供給の事業 8101 発電、送電、変電又は配電の事業 B ガス業 8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業 8103 天然ガス又はガスの供給の事業 C 水道業 8104 上水道業 8105 下水道業 D 熱供給業 8106 熱供給業	3	
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業 9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業 9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業 9102 火葬業 9103 と畜業	13
	93	ビルメンテナンス業	9301 ビルの総合的な管理等の事業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	9601 倉庫業 9602 警備業 9603 消毒又は害虫駆除の事業 9606 ゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業 9702 放送業 9703 新聞業又は出版業	2.5

	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9801 卸売業・小売業 9802 飲食店 9803 宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品貿易業 9423 写真、物品預り等の事業 9425 教育業 9426 研究又は調査の事業 9431 医療業 9432 社会福祉又は介護事業 9433 幼稚園 9434 保育所 9435 認定こども園 9436 情報サービス業 9416 前各項に該当しない事業	3

※労災保険率適用事業細目表 (H28.4.1 施行)

※労災保険率 (H30.4.1 施行)

○令和4年度（4月1日から9月30日）雇用保険料率表

(単位は 1/1000)

事業の種類 ＼ 負担者	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3	6.5	3	3.5	9.5
農林水産・ 清酒製造の事業	4	7.5	4	3.5	11.5
建設の事業	4	8.5	4	4.5	12.5

○令和4年度（10月1日から3月31日）雇用保険料率表

(単位は 1/1000)

事業の種類 ＼ 負担者	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5	8.5	5	3.5	13.5
農林水産・ 清酒製造の事業	6	9.5	6	3.5	15.5

建設の事業	6	10.5	6	4.5	16.5
-------	---	------	---	-----	------

○令和5年度雇用保険料率表

(単位は 1/1000)

事業の種類 負担者	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	6	9.5	6	3.5	15.5
農林水産・ 清酒製造の事業	7	10.5	7	3.5	17.5
建設の事業	7	11.5	7	4.5	18.5

※ 1 令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります（高年齢労働者の免除制度は終了しました。）。なお、高年齢労働者とは保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。）

※ 2 賃金等の報告における概算保険料（雇用保険分）について

令和4年度においては、年度途中で雇用保険率が変更されたため、各雇用保険率の適用期間ごとに各欄を記入してください。令和5年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額と比較して、2分の1以上2倍以下の額となる場合には、前年度と同額と記入してください。

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入等についての注意

- 記入要領、記載例及び裏面の留意事項を参照の上、該当欄に必ず記入してください。
なお、本様式は2枚複写式になっています。
 - すべての記入が終わりましたら2枚とも事務組合に提出してください。事務組合から「労働保険料等納入通知書」（組様式第7号（甲））により保険料等の納入の通知をいたします。

③、④及び⑤…「事業の名称」、「事業の所在地」及び「事業主の氏名」を記入してください

⑥…「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を作成した方の氏名を記入してください

⑦…事業の概要（製品名、製造工程等）を具体的に記入してください

⑪…令和4年4月1日から9月30日（以下「令和4年度前期」という。年度の中途で労働保険事務を委託したものについては、その委託年月日以降から令和4年9月30日まで）及び令和4年10月1日から令和5年3月31日（以下「令和4年度後期」という。年度の中途で労働保険事務を委託したものについては、その委託年月日以降から令和5年3月31日まで）までに使用した労災保険対象労働者数（各月の末日（賃金締切日がある場合には各月の末日の直前の賃金締切日）の数）と、雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により記入し、その合計（④'欄、⑤'欄、⑥'及び⑦'欄には、④欄、⑤欄、⑥欄及び⑦欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑧欄及び⑨欄には、④欄と⑧欄の額を合算した額及び⑩欄と⑪欄の額を合算した額（1,000円未満の端数は切り捨てる）を記入する。）をそれぞれの欄に記入してください。

なお、合計額の1ヶ月平均使用労働者数及び1ヶ月平均被保険者数については、次により記入してください。

(1) 「1ヶ月平均使用労働者数」欄には、当該年度中の1ヶ月平均使用労働者数（小数点以下4桁の端数があるときは、これを切り捨てた数）

(2) 「1ヶ月平均被保険者数」欄には、前年度における1ヶ月平均被保険者数（小数点以

⑫…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の承認されている給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、⑮欄には、その合計額（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入してください。

⑯…各欄は次により記入してください

(1) 令和5年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の50／100以上、200／100以下の場合には、「**㊿ 合計**」欄に「前年度と同額」と記入し、①欄から⑤欄までは記入しないでください。

(2) 貸金総額の見込額が $50 / 100$ 未満、 $200 / 100$ 超になる場合は、①欄は令和5年度における1日平均被保険者の見込数（延使用労働者数を所定労働日数で除したもの）を、②欄は令和5年度における1ヶ月平均被保険者の見込数（使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前期①欄の1日平均使用労働者の見込数）を、③欄は、令和5年度

⑨…雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業（以下「特掲事業」という）に該当する場合にはイを○で、特掲事業に該当しない場合には口を○で囲んでください。

- (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業は除く）。

(2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の飼育、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く）。

(3) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業（以下「建設の事業」という）。

⑩…労働保険の延納（分納納付）の申請を希望する場合にはイを○で、希望しない場合には口を○で囲んでください。

⑬・中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の給付基礎日額（変更申請をする予定のときは、その改定を希望する額）及び保険料算定基礎額を、①欄には、保険料算定基礎額の合計額（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入し、①+②欄には、①欄の額に④の②欄の額を加えた額を記入してください。